

ご寄付ありがとうございました

奉仕銀行に寄せられた寄付のお礼

本会がお預かりした寄付金は、寄付者のご希望に基づき、本会事業の推進等に大切に使用させていただきます。

寄付者 (令和2年1月～令和2年6月)	(順不同)
東区 宗教法人清法山 徳純院 様※	有限会社真和堂 様
株式会社大原キャリアスタッフ九州 様※	南区 第一薬科大学 様
株式会社UNLIMIT 様	辻 晴久 様
博多区 第一生命保険株式会社 福岡総合支社 様	早良区 村上 和子 様
一般社団法人福岡青年会議所 様	翼行政書士・社会福祉士事務所 様
三和空調株式会社 様	西区 株式会社ライフエッジ 様※
株式会社Q Tnet 様※	津留 雅昭 様
中央区 廣郡 由紀子 様	(このほか、匿名等で多くのご寄付をいただきました。)
一般社団法人えにしへの会 様※	※「寄付つき商品事業」 書寫締結企業様
新日本製薬 株式会社 様	

福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定を締結しました

令和2年3月16日(月)、本会は、学校法人西南学院並びに福岡市と「福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定」を締結しました。
災害時に、西南学院が災害ボランティアセンター設置のための敷地を無償提供し、希望する学生がセンター運営に参画・協力するという内容の協定で、市内で初めての協定となりました。



今般のコロナ禍において、本会職員が業務上で使用するためのマスクや消毒液等のご寄付も多数お寄せいただきました。大切に使用させていただきます。



～介護支援ボランティア事業～

シニアの社会参加をポイント制で後押しする「介護支援ボランティア事業」では、ボランティア活動でたまったポイント数により「奨励金(現金)」か「市社協への寄付」のいずれかを選択できます。令和元年度は、143名の方が寄付くださいました。

赤い羽根共同募金会から配分を受けました

共同募金会から令和2年度事業費として69,500,100円の配分を受けました。このうち、53,139,100円は、市内の校区社会福祉協議会の活動費として、他は市・区社会福祉協議会の事業費として大切に活用させていただきます。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

ボランティア活動保険

保険金額・年間保険料(1名あたり)

保険金の種類	プラン	
	基本プラン	天災・地震補償プラン
死亡保険金	1,040万円	
後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
入院保険金日額	6,500円	
ケガの補償	手術 入院中の手術	65,000円
	保険金 外来の手術	32,500円
通院保険金日額	4,000円	
地震・噴火・津波による死傷	×	○
賠償責任	賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)
年間保険料	350円	500円

＜基本プランに加入される方へ＞
基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。
◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。
※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

令和2年度 全国200万人加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索

商品パンフレットはコチラ
(ふくしの保険ホームページ)



ボランティア行事用保険 送迎サービス補償 福祉サービス総合補償
(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険) (傷害保険) (傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00～17:00(土日・祝日、12/31～1/3を除きます。)
損害保険ジャパン日本興亜は、関係当局の認可等を得て、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になりました。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30～17:30(12/29～1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJK19-12918 2020.2.10作成)

ご利用ください 本紙「ふくしのまち福岡」は、本会ホームページ(<http://www.fukuoka-shakyo.or.jp/>)で公開しています。また、朗読CDも配布しております。お気軽にお問い合わせください。

この広報紙は共同募金配分金を財源に作成しております。

社協だより

2020年・夏号

ふくしのまち福岡

NO. 122

各区社協で発行していた広報紙は令和2年度から「ふくしのまち福岡」に統合しました

これから一丸となってがんばります!!

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 会長 谷川 浩道

東区社会福祉協議会 会長 丸岡 良光

博多区社会福祉協議会 会長 檜橋 照子

中央区社会福祉協議会 会長 副田 茂喜

南区社会福祉協議会 会長 吉田 康雄

福岡市社会福祉協議会 マスコットキャラクター こっこ

西区社会福祉協議会 会長 入江 種文

早良区社会福祉協議会 会長 行徳 収司

城南区社会福祉協議会 会長 石橋 雄一

福岡市社会福祉協議会と7区社会福祉協議会は、令和2年4月1日に組織統合しました

平成7～8年に法人化した各区社会福祉協議会の運営を支えていただいた皆様には心より感謝いたします。

組織統合後も、各区社協はこれまで同様、従来の事務所に職員を配置しています。福岡市・区社協一丸となって地域福祉活動に携わる方々の支援に努めてまいりますので、これからも皆様のお力添えを賜りますようお願いいたします。

社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会
TEL 751-1121 FAX 751-1509

〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39
福岡市民福祉プラザ4階
URL <http://www.fukuoka-shakyo.or.jp/>
Eメール sohmu@fukuoka-shakyo.or.jp



コロナ禍で進める地域福祉「はなれても、つながる」

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2月下旬から6月までの期間、地域で行われている「ふれあいサロン活動」の一時休止をお願いしました。その間、「日常的に会っていた人と会わなくなり寂しい」「一人暮らしだと一日中声を発しない日がある」「外出を自粛しているので体力が落ちた気がする」といった不安の声が聞かれる一方で、「こんな時でも何かできることはないか」「電話や手紙など、会わなくても連絡を取り合うことならできる」といった活動相談も寄せられました。

新しい生活様式が始まる中で、地域では「はなれても、つながる」工夫が始まっています。

博多区 堅粕校区

博多区の堅粕校区社協では、民生委員を通じて、校区内の高齢者に「布マスク」をポストに投函・郵送で配付しています。

「布マスク」は衛生連合会や男女共同参画協議会といった地域のボランティアの協力で手作りしたものです。



中央区 笹丘校区

中央区の笹丘校区では、校区の広報紙で、高齢者に向けて、コロナ感染・熱中症予防の情報発信をしています。校区内にある特別養護老人ホーム「梅光園」が地域貢献の一環として記事提供に協力。栄養や体操についての情報も盛り込み、「会われんばってん、つながりたい」と発信しています。



5月に福岡県の緊急事態宣言が解除され、市内での感染者が減少したこともあり、福岡市社協では7月からサロン活動を再開できることとし、今年度はサロンの再開準備や感染予防に配慮しながら利用者支援に取り組む「はなれても、つながる」サロンに対し、新たな助成事業を実施することとしました。「はなれても、つながる」取組みに関心がある方は福岡市社協地域福祉課にお問合せください。
【お問合せ】地域福祉課地域福祉係(TEL: 791-6339)

今災害が起こったら「避難」はどうしたらいいの?

コロナ禍の中、災害が起こったらあなたはどこに避難しますか? 「災害が起こったら避難所に行く」、というのが通例ですが、公的な避難所に人が集中すると三密になるため、今の状況下では、**自宅が安全であれば自宅に留まる「在宅避難」**や、**安全が確保できる近くの親戚・知人宅へ避難したりする「分散避難」**が求められています。まずは自分の身を守るため、ハザードマップや防災マップ等で自宅や周辺の安全性を確認し、普段からどこに避難するのか考えておきましょう。他に手立てがなければ、**命を守るために避難所に行くことも躊躇なく選択しましょう。**

ありがとう... 子ども食堂に文房具を寄贈

オフィス用品等を取り扱う地場企業の株式会社オーニシ様から、市内の子ども食堂にノートや鉛筆、折り紙などの文房具を寄贈いただきました。



新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金(特例貸付)の相談・申込を受け付けています

福岡市社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響による休業などで収入減となった世帯に対し生活費用の貸付を行う「生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金、総合支援資金)」の相談・申込受付を行っています。3月23日から受付を開始し、市・区社協職員はもちろんのこと、外部スタッフや福岡市からの応援職員等の協力を得ながら、6月30日現在で、延33,151件のご相談をお受けし、延25,482件の借入申込を受け付けました。相談・申込受付は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、専用ダイヤルまたはウェブサイトでお受けしておりますので、ご了承ください。なお、申込受付は令和2年9月30日までとなっております。ご相談等はお早めをお願いいたします。

資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金
貸付上限額	20万円	(2人以上の世帯) 月額20万円以内 (単身世帯) 月額15万円以内 貸付期間: 原則3か月
据置期間	1年以内	1年以内
償還期間	2年以内	10年以内
貸付利子・保証人	不要	不要

お問合せ 生活福祉資金受付センター
 ① 特例貸付専用ダイヤル 092-791-7266
 ② 特例貸付資料請求フォーム(Web)
<https://fukuoka-shakyo.sakura.ne.jp/>
 ※Webからの資料請求だけでは、借入の申込手続きは完了しませんのでご注意ください。

令和元年度 事業報告及び決算

少子高齢化や都市化に伴う単身世帯の増加、認知症高齢者の増加、住民同士のつながりの希薄化が進行し、経済的困窮などを背景とした社会的孤立の問題なども顕在化している中、福祉課題は複雑多様化し、既存のサービスだけでなく、「制度の狭間」で支援を必要としている人々を支える地域づくりの必要性が高まっています。

令和元年度は、生活支援コーディネーターを全区に配置し、地縁組織や他団体と連携して、地域課題の把握や社会資源の創出、ネットワークづくりを進めました。また、「終活サポートセンター」を開設し、近年、社会の関心が急速に高まっている「終活」の相談に応じるとともに、市民向けセミナーや出前講座を実施し、啓発を行いました。そのほか、地域福祉活動の推進に一層注力できる環境の整備をすべく、令和2年度に各区社協の法人組織を市社協に統合するための手続きを行いました。

令和元年度の主な実施事業は、以下のとおりです。(重点事業を中心に掲載しています)

1 小地域福祉活動の推進

校区社会福祉協議会強化への支援

地域特性に応じた福祉活動の展開や、校区社協の基盤をなす活動(ふれあいネットワーク活動、ふれあいサロン活動等)、生活支援ボランティアグループの活動、認知症高齢者の見守りの仕組みづくり等を支援しました。

2 ボランティアによる社会参加の拡大

- (1) 社協ボランティアセンターの取組みの推進
- (2) シニアボランティアに関する取組みの推進
- (3) 災害ボランティア活動の推進

大規模災害発生時に備えた災害ボランティアセンター設置に関する協定の締結や、佐賀県の豪雨被災地でのボランティア活動支援等を行いました。

3 生活課題解決モデルの開発

- (1) 買い物支援の仕組みづくり(福岡市委託事業)
買い物支援推進員を配置し、生活支援コーディネーターや地域福祉ソーシャルワーカーと連携して、買い物支援モデルの構築に向けて取り組みました。
- (2) 住まいサポートふくおか(福岡市居住支援協議会事業)
支援対象を高齢者世帯から障がい者世帯へ拡大することを目指し、協力店や精神科病院、障がい者支援関係団体等との連携を通じ、障がい者支援スキームの検証を行いました。
- (3) 終活サポートセンターの開設
- (4) 死後事務委任に関する事業(やすらかパック等事業)
- (5) 「地域の子ども」プロジェクト(一部福岡市委託事業)
子ども食堂の多くが抱える食材調達の課題に対応する支援策として、JA福岡市の直売所の出荷者の協力を得て、食材提供支援の仕組みを構築しました。

4 拠点型地域福祉の推進

- (1) 社会福祉法人(施設や事業所を運営する)による地域における公益的な取組に向けての協働

- (2) 遺贈の活用による地域福祉の拠点づくり
- (3) 空家の活用による地域福祉の拠点づくり

「社会貢献型空家バンク事業」として、空家の地域密着型の居場所や福祉活動の拠点づくりでの活用に取り組みました。また、空家のニーズを発信するWebサイトの開設・運用を開始したほか、空家の福祉活用の周知・啓発のためのシンポジウムを開催しました。

5 地域福祉ソーシャルワーカー(CSW)の機能強化

- (1) 生活支援コーディネーター業務(福岡市委託事業)の実施によるCSWの機能強化
福岡市から「生活支援体制整備事業」の委託を受け、各区1名の生活支援コーディネーターを配置し、社会資源の創出や高齢者の地域での自立した生活を支える体制の構築を進めました。
- (2) ふくおかライフレスキュー事業への参画による個別支援機能の強化

6 権利擁護事業の拡充

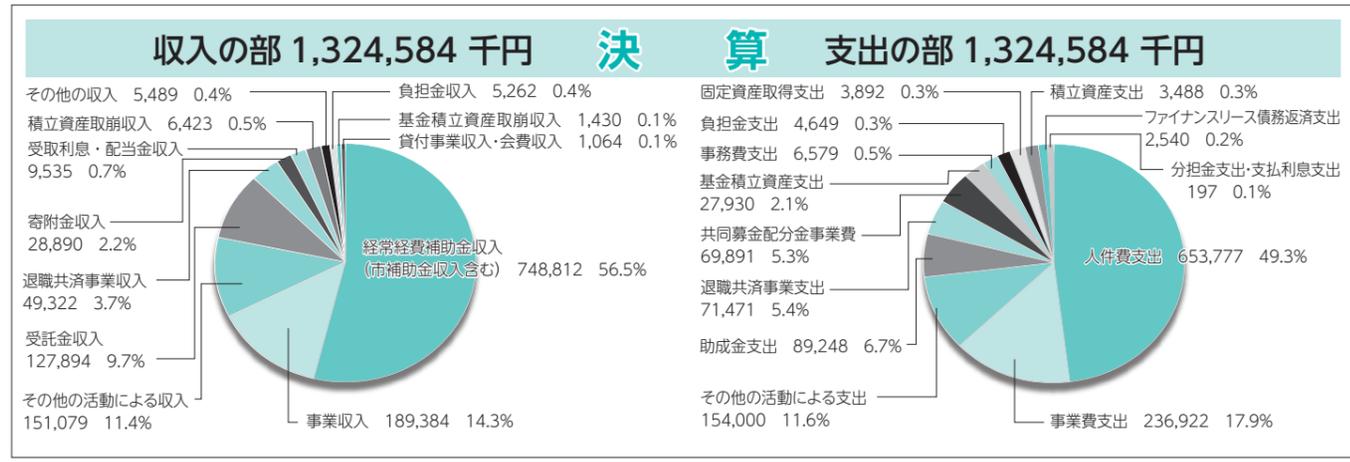
- (1) 判断能力が不十分な人の自立に向けた支援の強化～日常生活自立支援事業
- (2) 法人後見事業の強化
- (3) 市民後見人養成事業の推進(福岡市委託事業)
- (4) 中核機関受託に向けた体制整備～成年後見制度
福岡市や家庭裁判所、専門職団体等と、情報共有や課題の整理、成年後見制度の利用を促進するための方法等を検討する場を設け、福岡市における中核機関の設置に向けて必要な調整を行いました。

7 地域福祉を推進するための基盤づくり

- (1) 福祉教育推進計画に基づく福祉教育関連事業の見直し構想の実践
- (2) 地域福祉活動における個人情報共有の推進

8 生活困窮者への支援の推進

生活困窮者への課題解決に向けた関係機関との連携



●令和元年度事業報告書・収支決算書は、本会ホームページ、総務課窓口で閲覧できます。